

相模原市国民健康保険特定健康診査等実施計画

相模原市 健康福祉局

保険高齢部 国民健康保険課 保健所 健康企画課

平成21年4月 1日

目次

1	特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標	1
2	特定健康診査等の対象者数	1
	(1) 特定健康診査受診対象者推計	
	(2) 特定保健指導の対象者の発生率	
	(3) 特定健康診査及び特定保健指導受診者推計	
3	特定健康診査等の実施方法	4
	(1) 特定健康診査	
	(2) 特定保健指導	
	(3) 代行機関の利用	
	(4) 他の健診データの受領方法の検討	
	(5) 年間実施スケジュール	
4	個人情報の保護	7
5	特定健康診査等実施計画の公表・周知	8
6	特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	8
7	その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	8

相模原市国民健康保険特定健康診査等実施計画

平成20年度より各保険者に実施が義務付けられる特定健康診査及び特定保健指導の以下の項目について5か年の計画を定めるもの。

1 特定健康診査等の実施及びその成果に係る目標と実績

単位：％

	H20	H21	H22	H23	H24
特定健康診査実施率	50	55	60	63	65
特定保健指導実施率	20	25	30	35	45
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	—	—	—	—	10

平成24年度における

- ① 特定健康診査の実施率 65％
- ② 特定保健指導の実施率 45％
- ③ メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 10％以上

2 特定健康診査等の対象者数

(1) 特定健康診査受診対象者推計

特定健康診査対象者：国民健康保険加入者のうち40歳以上75歳未満の者

年度	20年度			計
	男	女	計	
40～44歳	7,038	5,720	12,758	78,004
45～49歳	5,616	4,564	10,180	
50～54歳	5,485	4,459	9,944	
55～59歳	9,079	7,380	16,459	
60～64歳	15,811	12,852	28,663	
65～69歳	19,384	15,756	35,140	60,047
70～74歳	13,740	11,167	24,907	
計	76,153	61,898	138,051	138,051

年度	21年度			
	男	女	計	計
40～44 歳	7,266	5,905	13,171	78,582
45～49 歳	5,902	4,798	10,700	
50～54 歳	5,512	4,481	9,993	
55～59 歳	8,341	6,779	15,120	
60～64 歳	16,327	13,271	29,598	
65～69 歳	20,143	16,373	36,516	62,482
70～74 歳	14,324	11,642	25,966	
計	77,815	63,249	141,064	141,064

年度	22年度			
	男	女	計	計
40～44 歳	7,402	6,017	13,419	79,875
45～49 歳	6,257	5,085	11,342	
50～54 歳	5,632	4,578	10,210	
55～59 歳	7,915	6,434	14,349	
60～64 歳	16,855	13,700	30,555	
65～69 歳	19,616	15,944	35,560	62,891
70～74 歳	15,077	12,254	27,331	
計	78,754	64,012	142,766	142,766

年度	23年度			
	男	女	計	計
40～44 歳	7,919	6,436	14,355	80,777
45～49 歳	6,313	5,131	11,444	
50～54 歳	5,755	4,678	10,433	
55～59 歳	7,575	6,157	13,732	
60～64 歳	16,997	13,816	30,813	
65～69 歳	18,869	15,337	34,206	63,243
70～74 歳	16,018	13,019	29,037	
計	79,446	64,574	144,020	144,020

年度	24年度			
	男	女	計	計
40～44 歳	7,958	6,468	14,426	79,875
45～49 歳	6,738	5,477	12,215	
50～54 歳	6,009	4,884	10,893	
55～59 歳	7,250	5,892	13,142	
60～64 歳	16,107	13,092	29,199	
65～69 歳	19,269	15,661	34,930	65,534
70～74 歳	16,882	13,722	30,604	
計	80,213	65,196	145,409	145,409

(2) 特定保健指導の対象者の発生率

(「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」 厚生労働省健康局)

	動機づけ支援	積極的支援	合計
40～64 歳	11.0%	15.2%	26.2%
65～74 歳	21.0%	—	21.0%

(3) 特定健康診査及び特定保健指導受診者推計

	年齢	特定健康診査		特定保健指導	
		対象者数	受診者数	動機付け支援 対象者数	受診者数
				積極的支援 対象者数	受診者数
平成20年度	40～64	78,004	39,002	4,290	858
				5,928	1,186
	65～74	60,047	30,024	6,305	1,261
				—	—
40～74	138,051	69,026	10,595	2,119	
			5,928	1,186	
平成21年度	40～64	78,582	43,220	4,754	1,189
				6,569	1,642
	65～74	62,482	34,365	7,216	1,804
				—	—
40～74	141,064	77,585	11,971	2,993	

				6,569	1,642
平成22年度	40～64	79,875	47,925	5,272	1,582
				7,285	2,185
	65～74	62,891	37,735	7,924	2,377
				—	—
40～74	142,766	85,660	13,196	3,959	
			7,285	2,185	
平成23年度	40～64	80,777	50,890	5,598	1,959
				7,735	2,707
	65～74	63,243	39,843	8,367	2,929
				—	—
40～74	144,020	90,733	13,965	4,888	
			7,735	2,707	
平成24年度	40～64	79,875	51,919	5,711	2,570
				7,892	3,551
	65～74	65,534	42,597	8,945	4,025
				—	—
40～74	145,409	94,516	14,656	6,595	
			7,892	3,551	

3 特定健康診査等の実施方法

(1) 特定健康診査

- ・実施場所：市内協力医療機関（214機関 H21.4.1現在）
- ・実施方法：個別健診
（受診券取得後、受診者本人が受診希望をする協力医療機関に予約の上、受診する。）
- ・実施項目：①基本的な検診の項目
質問票（服薬歴、喫煙歴 等）、
身体計測（身長・体重・BMI・腹囲）、
理学的検査（身体診察）、血圧測定、検尿（尿糖、尿蛋白）、
肝機能、脂質検査（LDL・HDL・中性脂肪）、
血糖（空腹時またはHbA1c）
- ②追加健診の項目（相模原市国保の独自項目）
腎機能検査（血清クレアチニン）、尿潜血検査
- ③詳細な健診の項目 心電図、貧血、眼底

※一定の基準の下、医師が必要と認めた場合に実施（表1）

表1：詳細な健診の項目

追加項目	実施できる条件（判断基準）	
貧血検査（ヘマトクリット値、血色素量及び赤血球数の測定）	貧血の既往歴を有する者又は視診等で貧血が疑われる者	
心電図検査（標準12誘導心電図）、眼底検査	前年度の特定健康診査の結果等において、血糖、脂質、血圧及び肥満の全てについて、次の基準に該当した者	
	血糖	空腹時血糖値が 100mg/dl 以上、HbA1c が 5.2%以上
	脂質	中性脂肪 150mg/dl 以上、又は HDL コレステロール 40 mg/dl 未満
	血圧	収縮期 130mmHg 又は拡張期 85mmHg 以上
	肥満	腹囲が 85cm 以上（男性）・90cm 以上（女性）の者（内臓脂肪面積の測定が出来る場合には、内臓脂肪面積が 100 平方 cm 以上）、又は腹囲が 85cm 未満（男性）90cm 未満の（女性）の者で BMI が 25 以上の者

- ・実施期間： 4月～3月（通年）
- ・受診券の発行時期： 4月（受診券はがん検診、肝機能検査と一元化）
- ・自己負担額： 1,000円
- ・委託の有無： 相模原市医師会に委託する。
- ・契約形態： 相模原市医師会と単年度契約を結ぶ。
- ・委託選定に当たっての考え方
 - ： 厚生労働大臣が告示において定める特定健康診査の外部委託に関する基準に即して、利用者の利便性や健診の質を確保するなど、アウトソーシングによる適正な事業実施に努める。
- ・受診率向上のための対策（未受診者対策）
 - ： ・受診券をがん検診等の受診券と一元化することにより、受診率の向上を図る。
 - ・未受診者に対して受診勧奨等を実施し、受診率の向上を図る。

（2）特定保健指導

- ・実施場所： 近隣の保健センター等の活用により身近な場所で受診できるように受診者の利便を考慮する。

ウエルネスさがみはら、津久井保健センター、南保健センター、
その他公共施設等

- ・実施方法： 動機付け支援…グループ支援、電話支援、文書・電子メールによる支援
積極的支援 …個別支援、電話支援、文書・電子メールによる支援
- ・実施期間： 通年
- ・対象者への通知時期： 健診受診月の3か月後を目途に対象者に通知
- ・自己負担額： なし
- ・委託の有無： 当面の間は直営で実施（将来的には部分的に委託を検討していく）
- ・委託選定にあたっての考え方
 - ：委託する場合には、厚生労働大臣が告示において定める特定健康診査の外部委託に関する基準に則して、利用者の利便性や保健指導の質を確保するなど、アウトソーシングによる適正な事業実施に努める。
 - ：利用者の利便性に配慮し、土日・祝日・夜間の開催を検討する。
 - ：委託に際して役割分担、責任を明確にし、適切な保健指導の実施を図る。
- ・特定保健指導対象者の重点化
 - ：本市の地域特性から、特定保健指導対象者のうち40、50歳代男性のメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を重点的に取り組むため優先的に受診勧奨を行う。
- ・受診率向上のための対策
 - ：年齢、健診結果等により一定の優先順位のもと未受診者を抽出して電話、訪問等によって面接を実施することにより受診率の向上を図る。

（3）代行機関の利用

- ・契約した市内協力医療機関等からの費用の請求・支払、健診データ・保健指導データの管理、保健指導対象者の階層化、基金への報告書作成等に係る業務については、代行機関である神奈川県国民健康保険団体連合会に委託する。

（4）他の健診データの受領方法の検討

- ・被保険者が生涯にわたり自ら健診・保健指導情報を活用し、健康づくりを進めるため、継続したデータの管理が必要である。他の保険者からの移動などに伴う健診・保健指導の情報提供の授受については、国が示す標準的様式による電子データを原則とするものの、当面の間は紙ベースでの対応も検討する。他の保険者への情報提供については必ず本人の同意を得た上で行う。

(5) 年間実施スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	事務
4月	● 特定健診開始	● 前年度受診者の保健指導を引続実施	○ 健診機関との契約 ○ 受診券の発送
5月	健診結果の提出及び点検 (国保連へ)		
6月			
7月	保健指導対象者の抽出 ○ 費用決済	▶ 保健指導対象者への通知	
8月		新年度分の ● 保健指導開始	
9月		○ 未受診者の抽出 ○ 未受診者への勧奨	
10月	○ 未受診者の抽出 ○ 未受診者への勧奨		
11月			
12月			
1月			
2月			
3月	▼ 特定健診終了	▼	○ 契約準備 ○ 受診券の発送準備

4 個人情報の保護

- ・ 特定健康診査の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同法に基づくガイドライン（「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」、「健康保険組合等における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」等）等に定める役員・職員の義務（データの正確性の確保、漏洩防止措置、従業者の監督、委託先の監督）について周知徹底をするとともに、本市において定めている情報セキュリティポリシーについても周知徹底を図り、個人情報の漏洩防止に細心の注意を払う。

5 特定健康診査等実施計画の公表・周知

- ・広報さがみはら、ホームページ、FMラジオ、地域情報紙などのメディアを活用するとともに、健康フェスタでの情報提供などを通じて、実施計画の公表・周知を行う。

6 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

- ・本計画の目標達成状況等に基づき毎年度計画の評価を行い、受診率等の向上に向けて、実施方法の改善など必要な計画の見直しを行う。

7 その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項

- ・受診方法等について、より受診し易い環境づくりを医療機関等と調整して行く。
- ・被保険者の制度に対する理解を深めるため、パンフレットを作成し、市主催の各種イベント、国民健康保険課窓口等で配布する。

平成21年4月1日 加筆・訂正